

設立趣旨書

1. 趣旨

この法人は、大規模災害により被災及び避難した者をあらゆる面から支援する事、及びこれから起こる災害に備えた減災社会の実現に貢献する事を主な目的とする。

元来日本は「災害列島」とも呼ばれるほど災害が多く、毎年何らかの災害に見舞われている。その被害は様々であるが、死者・負傷者・避難者(人的被害)が発生したり自宅や財産が喪失(物的被害)するなどの直接的な被害のほか、多くの場合経済的・精神的にも多大な影響を受ける。そして被害を被った人々またその家族及び遺族の人生は、自らの意志とは無関係に大きく変えられてしまう。

大規模災害が発生した際には犠牲者を減らすための早急な救助活動そして被災地の応急支援が重要である事は言うまでもないが、その後の継続的かつ的確な生活再建支援もまた重要である。日本においては、これまで大規模災害が発生するたびに繰り返し支援のあり方が論議され、災害救助法、災害対策基本法、災害弔慰金の支給に関する法律、被災者生活再建支援法などの法整備や制度が設けられてきた。また災害の発生した自治体が独自の生活再建支援制度をつくり支援措置がなされてきた経過もある。

2011年3月11日に発生した、日本観測史上最大規模の地震(マグニチュード9.0)である東北地方太平洋沖地震は、東日本一帯に甚大な被害をもたらした。東日本大震災を引き起し、さらには東京電力福島第一原子力発電所の事故の引き金ともなり原子力災害をも引き起した。この地震と津波は多くの人々の尊い「命」を奪い、原発事故は多くの人々を「生きる場」から切り離れた。被災者・避難者は、かけがえのない多くのものを失い、また亡くなった多くの人々の無念の想いを背負いながらも、悲しみ・苦しみに耐え、懸命に前に進もうとしている。しかし、物理的にも社会機能的にも破壊されてしまった地域社会の再生は遅々として進まず、自らの生活再建も思うように進んでいない。

その要因は、従来の想定を超えたあまりにも巨大な災害であったことであり、原発事故を伴う複合的災害及び事態の長期化、広域避難者、自主的避難者の発生などを想定していなかったことにある。そのため、現行の法や制度では、対象範囲や資金使途などに様々な制約があったり公平性を求めるあまり迅速かつ柔軟な運用がなされづらい問題があったりして、被災者の側から見た場合には必ずしも十分なものはなっていない。また被災者・避難者の人権という視点からの問題も大きい。特に原発事故に伴う避難は、不安の中にあつて苦しみながらも選ばざるを得なかったものであり、強制避難・自主避難に関わらずそれぞれの判断が尊重されるべきものである。しかし、避難者は先の見えない不安と不十分な生活保障のもと、深刻な状況のもとに置かれ「個人の尊厳」が守られているとはいえない。さらに、避難が長期化する中で孤立化を防ぐための「心の支援」も重要であるが、個人情報保護法が障壁となり避難者どうしの相互扶助体制は構築されづらい現状にある。

この法人では『一人一人の心に寄り添い共に課題を解決していく』という理念のもと、あらゆる分野の相談窓口と情報の発信基地とし、拠り所となれる存在として一人一人の実情にあわせた支援を行い、被災者・避難者の抱える生活面・経済面・精神面などのあらゆる問題に向き合っていく。そして、「現状の問題点」と「当事者が心から望む事とは何か」を調査・整理し、国・自治体に対して被災者・避難者の『命と尊厳』を守るための政策提言を行い、一日でも早く一人でも多くの方が前を向いて歩き出せるような仕組みづくりに努める。また被災地のために力になりたいという愛媛県民の思いを確かなものとして届けるため、その時々に必要なとされている支援とは何なのかを積極的に提案し、愛媛県民と被災地をつなぐ架け橋となるべく活動していく。さらに東日本大震災のような悲劇を二度と繰り返させぬように震災を「風化させない」取り組みを進め、勉強会や講演会などの見て聞いて知る事の出来るイベントを開催し、減災社会の実現をめざした市民への啓発活動を行う。

2. 申請に至るまでの経過

2011年5月21日、東日本大震災により避難を余儀なくされた愛媛県内の避難者たちによる東日本大震災愛媛県内被災者連絡会が発足した。また、同年11月13日には自主避難者でつくる自主避難者の会が発足した。これらの会は、共に任意団体として、特別の目的や目標は決めず避難者どうしが集まり・話し・新たな「つながり」をつくる場として存在してきた。その上で、これらの会の活動は、「この困難を乗り越えるため避難者どうし無理のない範囲で力を合わせ助け合い、そして私達の新たな生きる場をつくり・まもるためのものへと繋げていきたい」という思いのもと進めてきた。具体的な活動としては、①避難者どうしの親睦を深めるための交流会、②弁護士、医師による学習・相談会、③愛媛県、福島県への要望活動などを行い、参加者数は、毎月1回約30人ほどが集う会となった。

2012年2月11日に行われた会合では、東日本大震災から1年を迎えるにあたり今後の活動内容および運営方法について議題となり、避難者が作る会だからこそ出来る様々な事柄に取り組み、意味あるものとして未来に続く活動を行える団体として発展させていこうと決まる。その後、避難者を中心とする人たちが集まりNPO法人設立を目指した運営検討会を8回にわたって開催し討議を重ねた。そして、「避難者を支える活動」「被災地の復興に向けた活動」「これから起こる災害に備える活動」を展開していく事を決め、当事者が立ち上がりNPO法人とする事で、行政や既存の支援団体との連携を図り、より多くの善意を集め市民との協働の活動にしていこうと、2012年5月21日に設立総会を開くに至った。

平成24年5月21日

特定非営利活動法人えひめ311
設立代表者 住所又は居所 愛媛県伊予市双海町
氏名 渡部 寛志